瑞宝双光章

ました。 受章されました。 では瑞宝双光章に4人、 2005年春の叙勲と褒章が発表されました。 褒章では紫綬褒章に1人、 瑞宝単光章に1 藍綬褒章に2人が 人が受章され

叙 胁

瑞宝双光章



元 下館病院看護婦

ましがあったから」。

川田リキさん(西方・82歳)

れました。旧海軍省の軍属とし

て配属(1年5か月)され、終

戦後、当病院に初代婦長として

勤務。「上司の理解と仲間の励

昭和35年から平成11年まで の39年間、地域の医療に貢献さ

元 大谷川水位観測員 塚越桃子さん(子思儀・80歳)

昭和46年から平成15年まで の32年間、朝と夕方6時の2回、 毎日欠かさず地下水位の観測を 続けられました。「ただただ有 り難いと喜んでいます。私一人 でなく、家族の支えがあったか ら続けられた」。





元 下館市消防団長

めた」。

石塚元一さん(中舘・77歳)

年間、消防団員として災害現場

の第一線で活躍されました。

「昭和45年の旧下館市街地の大

火と昭和61年の台風10号の大

洪水では、被害の拡大防止に努

昭和26年から平成9年の46

元 茨城県警部補 阿久津榮さん(小林・77歳)

危険業務従事者叙勲を受賞。 昭和20年から定年までの42年 間、地域の安全を守ってこられ ました。「警察官になったのは 終戦直後の混乱期で、食糧難で のやみ米の経済取締りは特に つらかった。



武井希介さん(金井町・75歳)

昭和47年から現在までの33 年間、保護司として更生保護に 尽力され、その功績が認められ ました。「年月を重ねただけで す。」と謙虚。「これからも明る い地域社会の実現に貢献した



筑西市議会議員 渡邉千代子さん(外塚・51歳)

昭和54年に旧下館市議会史 上最年少の25歳で初当選。7期 25年にわたり市の発展に貢献 されました。平成9年から1年 有余は、初めての女性議長とし て議会の円滑な運営に尽力され ました。



元 関城町選挙管理委員長 菊地義夫さん(関本・80歳)

昭和49年から平成17年まで の30年数ヶ月(昭和57年から は委員長)として明るい選挙の 推進に貢献されました。投票率 低下に歯止めをかけるため、選 挙の重要性と一票の大切さを 訴え続けられました。





日立化成工業 塚越功さん(下川島・59歳)

回路基盤を接着する従来の 半田付けに替わる超極薄フィル ムの開発に成功。携帯電話や液 晶モニターの普及に貢献されま した。「受章はみんなの協力が あったから。後輩の励みになれ ば嬉しい。

紫 綬 褒 章

褒

市政メモ

シビックコア地区・下館地方合同庁舎工事着手式



5月17日、市内に分散している国の出先機 関を、アルテリオ東側区域に集約・整備する 下館地方合同庁舎の工事着手式を開催。あわ せて、旧下館市内の小・中・高校生が描いたシ ビックコアデザイン画を展示するフェンス ギャラリーの除幕式を行いました。

関城幼稚園の園児たちがお年寄りと交流



5月18日、市立関城幼稚園の園児59人 が、通所リハビリステーション・ハート(玉 戸)を訪れました。玉入れゲームや花の贈呈 などを行い、デイサービスを利用するお年寄 りたちと楽しい交流の時間を過ごしました。

筑西市自治会連合会設立総会を開催



5月19日、市民会館で、市自治会連合会設 立総会を開催。会長に関城支部長の中川郁夫 さん、副会長3人に下館支部長の井狩浩一さ ん、明野支部長の坪松亨さん、協和支部長の 袖山信勝さんなど各役員を承認し、規約や平 成17年度事業計画、同予算を決定しました。

国民年金保険料 7月1日から受付開始

免除制度をご利用ください。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、いざという時 に年金が受けられなくなってしまいます。あなたの年金を守 るために、保険料の免除制度をご利用ください。7月1日か ら、本庁保険年金課及び各支所市民課で受け付けます。

■問い合わせ 市保険年金課年金係 内線237

保険料免除制度

- ①法定免除……届け出ると保険料の納付が免除になります。
- ▶対象 = ①障害年金の受給権がある人(障害等級3級は除く) ②生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 申請免除……市保険年金課に申請し、社会保険事務所で 承認されると、保険料の全額または半額が免除になります。
- ▶対象 = ①16年の所得(収入)が一定額以下の人
 - ②障害者または寡婦で、16年の所得が125万円以下の人
 - ③生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
 - ④失業、倒産、天災などにあった人
- ▶免除となる期間 = 平成17年7月から18年6月まで(申請が遅 れても7月までさかのぼって免除を受けられます)
 - *免除を受ける人は毎年申請が必要です。

免除となる所得(収入)のめやす

世帯員数	全額免除	半額免除
4人(夫婦、子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満)	162万円 (258万円)	282万円 (420万円)
2人(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	195万円 (304万円)
単身	57万円 (122万円)	141万円 (227万円)

20歳代の人の保険料納付猶予制度

新制度

平成17年4月から、20歳代の人(とその配偶者)の所得が一 定額以下の場合は、申請により保険料を後払いにできる制度が 始まりました。

- ▶猶予となる期間 = 平成17年7月から18年6月まで(ただし、 制度がスタートする17年度は4月から承認を受けられます)
- ▶所得のめやす=単身の場合57万円

学生の保険料納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないので、本人の所得が一定額以下 の場合は、在学期間中の保険料を後で納めることができる特例 制度があります。

- ▶対象 = 大学(大学院)、短大、高等学校、専門学校、専修学 校などに在学する昼間、夜間、定時制、通信制課程の学生
- ▶特例を受ける期間 = 平成17年4月から18年3月まで (申請が遅れても4月までさかのぼって特例を受けられます)
- ▶所得のめやす=扶養親族がいない学生の場合141万円